

研究倫理教育 (大学院Advanced) 追加資料

2023年7月版

広島大学 研究不正防止対策推進室



HIROSHIMA UNIVERSITY



本学の不正事例

本学の不正事例

- (1) 研究活動の不正行為
- (2) 研究費の不正使用
- (3) 処分と影響

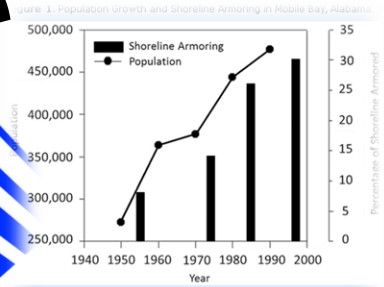
本学の不正事例

(1) 研究活動の不正行為

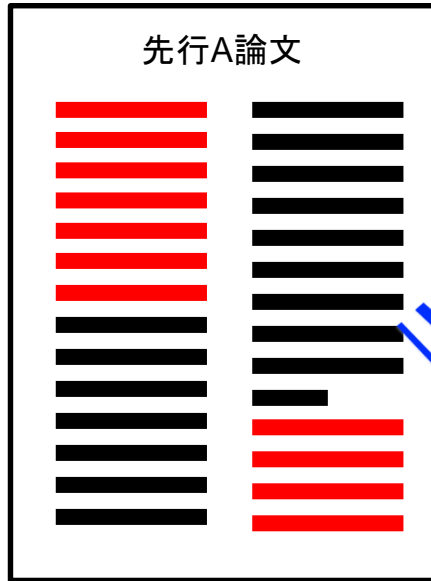
盗用 (case 1)

(1) 研究活動の不正行為

引用の明示のない パッチワーク論文



Adapted with permission from Douglass and Pickel 1999, this figure depicts the rate and extent of shoreline armoring in Mobile Bay. The vertical bars in the main graph show the proportion of armoring while the line depicts the population.



悪意はない。
うっかり引用の明示を忘れた…。
しかも、わずかな箇所のみ。

しかし



調査の結果、他に複数の過失が判明し、
「研究者としてわきまえるべき注意義務を著しく怠った」と判断され、「盗用」に。

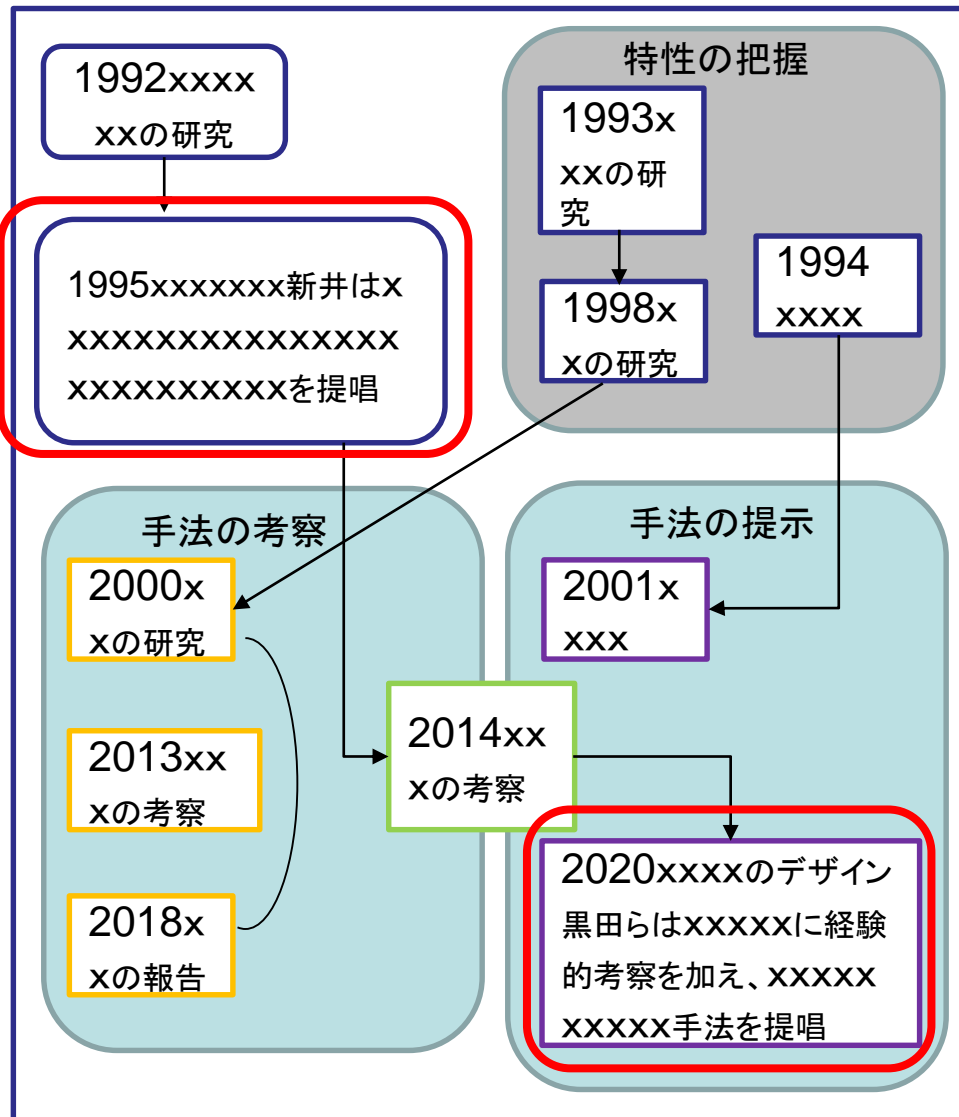
盗用 (case 3)

(1) 研究活動の不正行為

7

レビュー論文

図-1 ○○研究の研究系譜図



□ は
事実を列挙してい
るだけなので、引用
は必要ない。

引用の明示を怠ったため、
盗用と認定

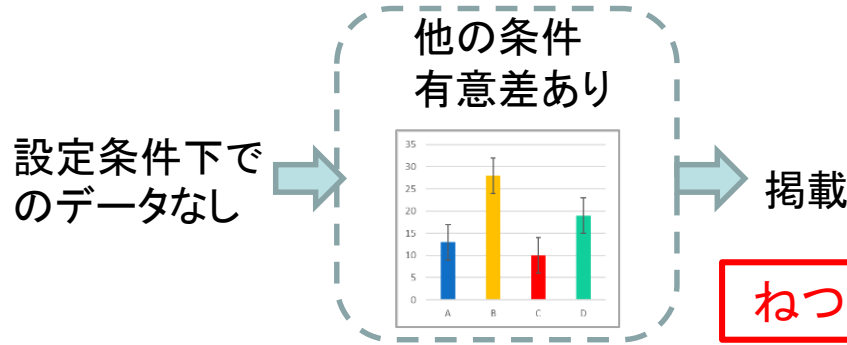
レビュー論文は、著者が先行
諸研究の整理・類別化を行い、
図や表として表現した点にお
いてオリジナリティがある。
例え、公知の事実であっても
レビュー論文からの引用の明
示が必要。

ねつ造(ポスター発表: case 4)

A
元助教
筆頭演者

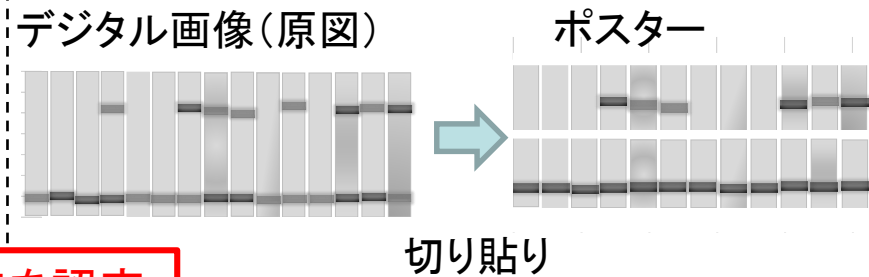
①グラフ及び画像

設定した条件(薬剤投与期間)と異なる他の都合のよいグラフ・画像を掲載



②PCRバンド図(マウス)

デジタル画像を切り貼りして予想される画像を作製



ポスター発表の前日までに責任著者であるB教授とポスターの訂正方法について話し合うも、実際には訂正をせず、そのまま発表した。

B
教授
責任著者

ポスターのグラフ・画像・PCRバンド図に誤りがあることを認識し(②の切り貼りの事実は知らなかった)、発表前日までにA元助教とポスターの訂正方法について話し合う。しかし、発表当日、訂正が行われているかの**確認を怠る**。

ねつ造に関与していないもののポスター発表に責任を負う者として不正行為を認定

盗用の原因

(1) 研究活動の不正行為

9

少し文章を変えれば引用の必要はない。
これは、自分の文章です。

先行研究をレビューし整理したものを
投稿しただけで、これは論文ではない。

うっかり忘れました。



盗用の原因

(1) 研究活動の不正行為

10

少し文章を変えれば引用の必要はない。
これは、自分の文章です。

引用(直接引用・間接引用)の理解が不足。
先行研究に対する「敬意」がない。

先行研究をレビューし整理したものを
投稿しただけで、これは論文ではない。

出版物として発表する以上、著者としての責任があるのは当然。

うっかり忘れました。

研究者としての注意義務を怠らないよう細心の注意が必要。

状況によっては重大な事態に繋がることもある。



研究不正は「故意」のみではない。

恐ろしいのは意図していなくても
研究不正を犯してしまうこと。

例えば、

「作法を知らなかった」は理由にならない。
「うっかりした」も状況によっては研究不正になることも。



本学の不正事例

(2) 研究費の不正使用

謝金の架空請求

(2) 研究費の不正使用

13



広島大学



架空の業務の
謝金実施報告書

STEP 2

STEP 1

広大の
X先生

あなた達、
実験補助したこと
にするからね

振り込まれた
お金は私に
渡してね

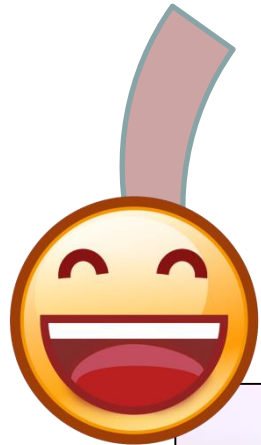
研究室の学生

はい
わかりました



広大のX先生

大学から学生に
振り込まれたお金



研究室
の学生



研究室の学生の名前を使い、架空の実験補助謝金を請求

旅費の重複受給

(2) 研究費の不正使用

14



広島大学



A大学

・旅行報告書
・ホテルの領収書,
JR切符など

・旅行報告書のみ
(A大学は,
ホテルの領収書等の
提出を求めている。)



広大の旅費



A大学の旅費



広大のX先生

同一行程の旅費を両大学に請求し、重複受給

本学の不正事例

(3) 処分と影響

研究不正に対する「処分」

16

広島大学学生懲戒規則

ねつ造、改ざん、盗用

⇒ 退学又は停学

研究費等の不正使用

⇒ 停学又は訓告



ちなみに、本学の教員の研究不正に 対する「処分」の事例は・・・

17

指導していた大学院生がゼミでの発表用に準備作成した資料の内容を、大学院生の了解を得ることなく、指導教員が単名で雑誌に発表(盗用) + ハラスメント
⇒ 諭旨解雇

コレスポンディング・オーサー(責任著者)として発表した論文(共著)の大部分が、他の論文などからの盗用 ⇒ 停職

架空の納品書・請求書により支払われた代金を取引業者に「預け金」として管理。取引業者への税務調査により発覚 ⇒ 停職

個人の「処分」で終わらない「研究不正の影響」 18

不正行為の公表
論文撤回
研究費の返還 など

本人のみならず
大学も社会的信用
失墜

全学的な再発防止
策の実施

研究活動に対する
負担増

ひとつの研究不正が大学や
他の研究者へ及ぼす影響は
あまりにも大きい。



**研究不正は
絶対にやらない！！**

通 報 窓 口

不正を見つけたら以下へ通報！

令和4年4月1日付け
組織名称等に変更あり

<学内窓口>

ねつ造
改ざん
盗 用

広島大学 学術・社会連携室 学術・社会連携部 研究支援グループリーダー

住 所 〒739-8524 東広島市鏡山1丁目3-2（法人本部棟1階）
直通電話 (082)424-5679
ファクシミリ (082)424-5890
電子メール kokuhatsu@office.hiroshima-u.ac.jp

研究費
の不正
使用

広島大学 監査室

住 所 〒739-8524 東広島市鏡山1丁目3-2（法人本部棟6階）
直通電話 (082)424-6068
ファクシミリ (082)424-4251
電子メール kansa-situchou@office.hiroshima-u.ac.jp

<学外窓口>

ねつ造
改ざん
盗 用

佐藤法律事務所(担当弁護士 佐藤 崇文)

住 所 〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル6階
直通電話 (082)227-1246
ファクシミリ (082)227-1690

* 電話／面会相談時間 9:30～12:00, 13:00～17:00

(ただし, 土・日・祝日, 年末年始及びお盆休みは, 業務を行っておりません。)

研究費
の不正
使用

相 談 窓 口

令和4年4月1日付け
組織名称等に変更あり

ねつ造
改ざん
盗 用

広島大学 学術・社会連携室 学術・社会連携部 研究支援グループリーダー

住 所 〒739-8524 東広島市鏡山1丁目3-2（法人本部棟1階）
直通電話 (082)424-5679
ファクシミリ (082)424-5890
電子メール kokuhatsu@office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学における研究費等の事務処理手続き及び使用に関するルール等に関する相談窓口は、以下のとおりです。

<総合的な相談窓口>

広島大学 学術・社会連携室 学術・社会連携部 研究連携グループリーダー

住 所 〒739-8524 東広島市鏡山1丁目3-2（法人本部棟2階）
直通電話 (082)424-4614
電子メール gakujutu-k-gl@office.hiroshima-u.ac.jp